

佐野日本大学短期大学桜雅会会則

平成 4 年 3 月 1 4 日制定

平成 6 年 9 月 3 日改正

平成 8 年 6 月 2 9 日改正

平成 2 9 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 7 月 2 1 日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、佐野日本大学短期大学桜雅会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦と人格の高揚を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(本部の所在地)

第 3 条 本会は、佐野日本大学短期大学内に本部を置く。ただし、必要に応じて支部を設けることができる。

第 2 章 事 業

(事業)

第 4 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 母校、佐野日本大学短期大学が参加する行事や福祉に関する事業。
- (2) 会員名簿の整理。
- (3) 会員の親睦に関する事業。
- (4) その他必要な事業。

第 3 章 会 員

(構成)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名

- (2) 副会長 3名
- (3) 会 計 2名
- (4) 書 記 若干名
- (5) 会計監査 2名

2. 本会に名誉会長を置くことができる。

(任務)

第6条 本会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 書記は、会議の記録を作成する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。

(選任)

第7条 本会役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長、会長、副会長、会計、書記、会計監査は、正会員より選出された後、代議員総会の承認を得る。

(任期)

第8条 本会役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員)

第9条 代議員は、各期・各学科の卒業生の中から若干名を選出するものとする。

第4章 機 関

(会 議)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 代議員総会…各期から選出された代議員によって構成され、年1回会長がこれを招集する。
ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 役員会……第6条に定める役員によって構成され、会長がこれを招集する。

(議決)

第11条 本会の議決は、出席代議員の過半数以上の賛成をもって成立する。

(会則の改正・廃止)

第12条 本会会則の改正及び廃止は、代議員総会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第5章 会 計

(会費)

第13条 本会の会費は、終身会費10,000円とし、卒業時に納入するものとする。ただし、本会が必要と認めたときは、役員会の承認を得て臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成4年3月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年9月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年7月1日から施行する。